

平成28年度 岡山県手をつなぐ育成会小規模事業所協議会

研 修 会 要 項

平成28年12月6日(火)
12:40 ~ 15:30
(社福) 岡山市手をつなぐ育成会

1 見 学 (12:40~14:30)

説 明 社会福祉法人 岡山市手をつなぐ育成会(仲よし)
総括施設長 高中 美和氏

見 学 ①12:40~13:10
クリーンメイト(就労継続支援A型)わダイニングこよし
地域サポートセンター仲よし・広瀬町仲よし福祉ホーム
(地域活動支援センターI型・日中一時・相談支援・短期入所
・ホームヘルプサービス)

移 動 【13:15~13:40】
西部仲よし(就労継続支援A型)に移動

見 学 ②13:50~14:30
西部仲よし(就労継続支援A型)
岡山市北区野殿西町428-2 西部リサイクルプラザ内

2 開会・研修 西部リサイクルプラザ会議室(14:40~15:25)

挨 拶 岡山県手をつなぐ育成会小規模事業所協議会
会長 延藤 美智子

・参加者自己紹介

講 話 講師 社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会(仲よし)
総括施設長 高中 美和氏

・質疑応答

3 情報交換・その他

4 閉 会 (15:25~15:30)

法人の沿革

- 平成12年 12月 社会福祉法人 岡山市手をつなぐ育成会 法人認可(理事長 五藤裕子)
- 平成13年 8月 知的障害者通所授産施設 仲よし 開所
- 平成15年 4月 地域サポートセンター仲よし 開設・障害者ホームヘルプサービス事業開始
- 7月 地域サポートセンター仲よしにて知的障害者(児)デイサービス事業
知的障害者短期入所事業開始 ◀通所施設で岡山市初認可(定員4名)
- 平成17年 4月 地域サポートセンター仲よしにて岡山市から障害者相談支援事業(岡山市障害者
相談支援センター)を受託
- 平成18年 10月 知的障害者通所授産施設仲よし・地域サポートセンター仲よし知的障害者(児)
デイサービス事業を、昭和町仲よし(生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続
支援B型事業)に事業移行
- 清輝橋仲よし作業所・西大寺仲よし作業所を中央仲よし(就労移行支援事業・就労
継続支援B型事業)に事業移行
- 西仲よし作業所・南仲よし作業所を西南仲よし(就労移行支援事業・就労継続支援
B型事業)に事業移行
- 地域サポートセンター仲よしにて相談支援事業、居宅介護(身体介護・家事援助)
・行動援護事業、短期入所事業(障害福祉サービス事業)開始
- 地域サポートセンター仲よしにて地域活動支援センター I 型、日中一時支援事業、
移動支援事業(地域生活支援事業)開始
- 平成20年 7月 障害者地域活動拠点施設・障害者福祉ホームとして広瀬町仲よしを開設(定員12名)
地域サポートセンター仲よしを昭和町仲よしから移転 短期入所事業 定員3名
- わダイニングこよし(レストラン)の営業を昭和町仲よしの事業として開始
- 平成21年 10月 公益事業の障害福祉サービス移行に伴い、組織を再編する。
西大寺仲よし(就労継続支援A型・就労継続支援B型)、クリーンメイト(就労継続
支援A型)を開設。中央仲よしを就労継続支援B型とする。
- 平成22年 8月 わダイニングこよしの所属を昭和町仲よしからクリーンメイトに変更
- 12月 法人設立10周年記念行事を市民文化ホールにて開催
- 初代理事長五藤裕子の勇退により、林英生が理事長に就任
- 平成24年 4月 地域サポートセンター仲よしにて計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域
定着支援事業開始
- 平成26年 10月 西部仲よし開所

事業所一覧

2016年

昭和町仲よし	生活介護 就労移行支援事業 就労継続支援B型事業	定員 8名 定員 6名 定員26名	(北区昭和町)
中央仲よし	就労継続支援B型事業	定員20名	(北区清輝橋)
西大寺仲よし	就労継続支援B型事業 就労継続支援事業A型	定員15名 定員15名	(東区西大寺中)
西南仲よし	就労継続支援事業B型	定員25名	(南区妹尾)
西部仲よし	就労継続支援事業A型	定員15名	(北区野殿西町)
クリーンメイト	就労継続支援事業A型	定員20名	(北区広瀬町)
広瀬町仲よし	福祉ホーム	定員12名	(北区広瀬町)
地域サポートセンター 仲よし	相談支援、地域活動支援センター I 型 短期入所、居宅介護、移動支援等		(北区広瀬町)

地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針の内容

○地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

○地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

- * **地域生活支援拠点**：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
- * **面的な体制**：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

○地域生活支援拠点等の整備（市町村障害福祉計画の作成に関する事項）

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。

○地域生活支援拠点等の整備（都道府県障害福祉計画の作成に関する事項）

都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。

(参考資料8) 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下であること <厚生労働省 第7回障害者の地域生活の推進に関する検討会資料(H25.10.4)>

障害者の安全・安心な地域生活に向けて～地域生活支援拠点を中心とする支援体制の構築～

地域生活支援拠点設置の目的～様々な支援を切れ目なく提供できる（地域連携）システムの構築～

障害者の地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域における安全安心な生活を確保するため、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する。

地域に必要な支援体制

～障害児者やその家族が地域で安心して生活することのできる支援体制～

- ・緊急時にいつでも、すぐに相談でき、必要に応じ緊急的な対応を図ることができる支援体制
- ・医療的ケアが必要な者、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への支援体制
- ・地域にある障害者を支える様々な社会資源の有機的に結びつけ、効率的・効果的な地域生活支援体制

岡山市における地域生活支援拠点設置の考え方について

(1) 地域生活支援拠点の設置に当たって～岡山市における社会資源の有効活用～

地域生活支援拠点に求められる機能は、障害者自立支援協議会における連絡調整等に関する事業や地域活動支援センターI型等が実施する事業（相談支援事業等）等、重複し既に機能しているものも少なくない。地域生活支援拠点は、岡山市において既に有効に機能しているこれらの取組みに混乱が生じないように、適切に組み込まれる必要がある。

※再編、見直しではなく発展型⇨自立支援協議会における取組みの強化

(2) 地域生活支援拠点が担うべき機能について

地域支援の中核を担う常時、専門的、包括的、総合的といった基幹的な相談支援の機能及びこれに付随する支援の実施^{機関}としての機能を担うほか、既にある社会資源の基盤を有効に活用するコーディネーターとしての役割も担う必要がある。

(3) 整備の類型 多機能拠点整備型と面的整備型の複合型

(4) 整備の時期 平成29年度末までに整備

地域生活支援拠点(拠点)の役割～地域にある社会資源のコーディネーター・地域生活支援体制の基幹的役割～

地域生活支援拠点は、地域にある障害者を支える様々な社会資源の有機的に結びつけ、効率的・効果的な地域生活支援体制を構築する基幹的役割を担う。既に地域において機能している地域部会の機能、市域における連携体制の機能等（地域連携、社会資源の有機的な繋がり）をコーディネートすることにより一層活性化させるとともに、自らが有する専門性や緊急時対応等の体制を活用して直接支援を行う。

地域生活支援拠点(地域)の役割～一人一人の活躍の有機的な結びつき～

地域における支援機関、一人一人がそれぞれの強みを発揮するとともに、それぞれが有機的に結びつくことにより、効果的効率的な支援体制を充実させる実質的な原動力となる。

地域生活支援拠点が担う機能

1 居住支援機能 住まいの場の提供

2 地域支援機能

①相談支援機能

24時間365日、全障害、全年齢(乳幼児から高齢者まで)対応することのできる総合的、包括的、専門的な基幹的相談支援体制

②体験の機会・場の提供 地域生活への移行や親元からの自立等 に向けた体験の機会や場の確保

③緊急時の受け入れ・対応

・虐待対応、医療的ケアを必要とする者、介護者又は保護者の急病等の対応等の緊急的な対応

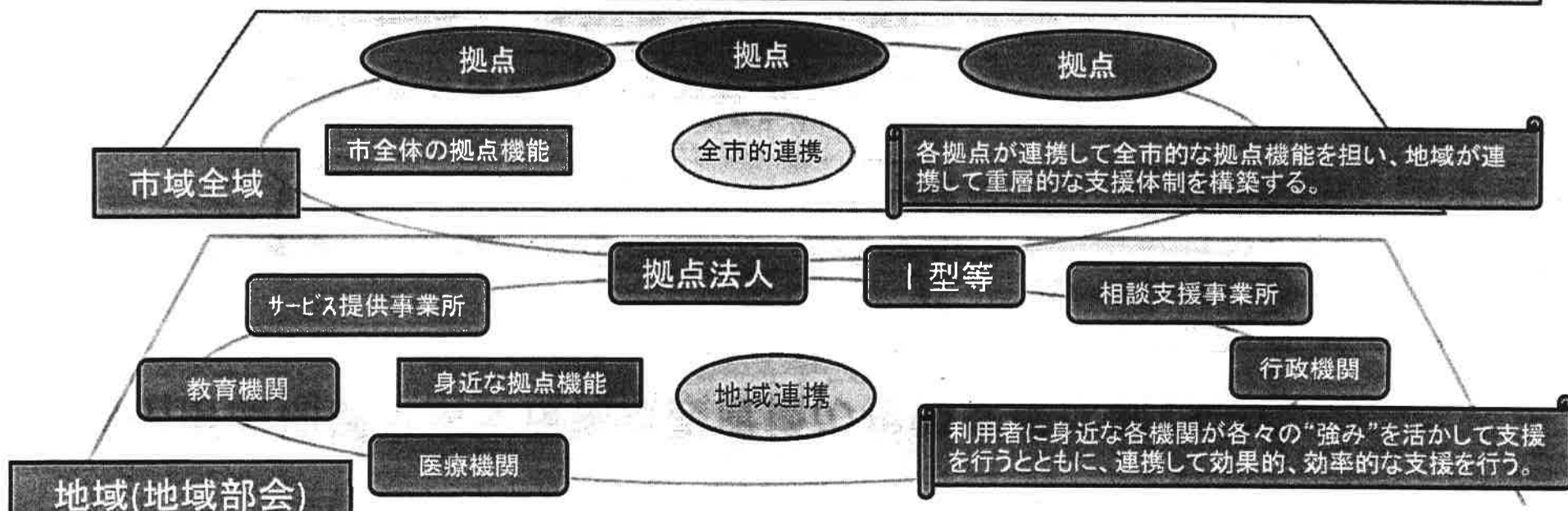
※緊急時の短期入所事業所等までの送迎や付き添い、障害者の自宅等の現場確認、虐待案件につき保護要請があった場合の本人の安全確保等の直接支援を含む。

緊急時の受入体制の常時確保

④専門的人材の確保・養成 重症心身障害者、遷延性意識障害者、医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、児童、高齢者、虐待対応等を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり コーディネーターを配置し、サービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う

地域生活支援拠点の実施体制



地域生活支援拠点が実施する主な事業(1)

○地域支援

- 1 相談（地域移行、親元からの自立等）【必須】
 - ・24時間365日かつ専門的な相談支援体制の構築（福祉的支援）
 - ・24時間365日対応の相談窓口（コールセンター）の設置
 - ・専門的かつ常時の相談支援体制の確保（困難事例、虐待対応を含む。）
 - ・一般相談（障害種、年齢（児童、高齢含む）を問わない。）
 - ・専門的相談（医療的ケア、虐待対応等）
 - ・事業所間調整機能、サービスの質向上のための事業等
 - ・地域移行支援、地域定着支援、計画相談、障害児相談支援
- 2 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）【必須】
 - ・地域生活を想定した体験的な支援の充実を図る。
 - ・日中活動系サービス、居住系サービス、一時預かり、一人暮らし等の体験を行う。地域の事業所等との連携も必要（事前に利用が担保されていること。）。
 - 居室（緊急一時対応を目的とした居室の常時確保）＋体験利用
 - ・短期入所＋指定サービスに属さない居室（1室以上）＋GH
 - ・近隣施設との連携（地域）
 - ※緊急対応のため常時居室が確保されておく必要がある。（指定サービス外）
 - ※緊急対応のための居室確保の稼働状況をみながら体験的な活用を検討
- 3 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）【必須】

地域で生活する障害者の安全かつ安心な生活確保のため、緊急時の受入れ体制の充実を図る。

 - 居室確保
 - ・自事業所内の受入れ体制の確保（各拠点にて1床以上確保（要検討））
 - ・市内の短期入所事業との連携
 - 職員
 - ・専門職員・コーディネーターによる対応（24時間対応）
 - ※緊急対応を行う支援員（兼務）の対応（専門職員による対応）
 - ※緊急時の短期入所事業所等までの送迎や付き添い、障害者の自宅等の現場確認、虐待案件につき保護要請があった場合の本人の安全確保等の直接支援を含む。
（電話対応だけでなく必要な措置について即時対応する）

地域生活支援拠点が実施する主な事業(2)

- 4 専門性（人材の確保・養成、連携等）【必須】

専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成、また、地域の相談支援機能等の充実を図る取組み等を実施する。

 - ・サービスの質の向上、権利擁護等に関する研修事業等の開催
 - ・障害特性に配慮した支援体制の構築
例、重度心身障害者の対応能力の向上等（専門的スキル・知識の醸成）
- 5 地域の体制づくり（コーディネーターの配置等）【必須】

地域の障害者やその家族の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制の充実を図る。

 - コーディネーターの設置（機能の設置）
 - (1)障害者の地域生活を支援するためのサービスの総合調整を行う。
 - ・拠点整備に伴う緊急時対応等における障害福祉サービス事業者等との連絡体制の構築
 - ・24時間365日の相談窓口の運営に当たって、様々な相談に対する電話対応や緊急時の対応における指揮監督を行う。
 - ・安定した地域生活のための総合調整
 - ・各関係機関との連絡調整
 - (2)困難事例対応 困難ケース・虐待ケースにおける対応
 - (3)相談支援（体制）の強化・質の向上に向けた取組み
 - ※高齢障害者、児童等に対する支援、各制度間のつなぎ、障害支援区分認定調査の円滑な実施等

○居住支援【必須】

- 体験利用、一時保護等の機能を担うため、共同生活援助、短期入所等の指定が必要
- ※GH内には、指定サービス以外の体験利用のスペースを設けたり、別目的の居室を確保することはできない。
 - ※障害者支援施設については確保されていることが望ましい。連携化。ただし、市域全体では担保される必要がある。